

◎第8回 豊丘村リニア対策委員会 を 平成29年5月26日(金) 午後7時～ 保健センター2Fにて開催しました。

- 委員出席者数 30名
- 長野県 2名
- JR東海 10名(内JV 2名)
- 豊丘村 6名
- 中部電力 0人(出席要請なし)
- 傍聴者数 27名

1. 開会 屋神総務課長
2. 村長あいさつ
3. 会長あいさつ
4. 事業関係者等あいさつ

○長野県 リニア整備推進事務所 栗林調整課長 ○JR東海 長野工事事務所 古谷所長

5. 協議・報告事項

(1)「確認書」について

○変更案について説明 事務局 屋神総務課長

5月10日に提示した原案を、いただいたご意見により訂正した案、修正点の説明。1条増えて全9条の確認書となった。

○質疑応答

対策委員会での質問・意見・要望	事業者等の回答(村・県・JR東海)
<p>①3条の2・3について地元協議した。その中で、「努める」は努力義務であるので強い言い方としていただきたいが?</p> <p>表現は「努める」だが「やる」という事で良いか?</p>	<p>⇒JR こちらについては、説明会で説明してきたとおり、しっかりとやらせていただきます。今後新しい要望をいただく事もあると考えており、そういったところも改善しながらやっていく、努めていくという表現としています。</p> <p>⇒JR 良いです。</p>
<p>②関連して 今の発言に関係して、今までの検討の中でも努力義務では、確認書を作った意味がないという考え方が出ました。頂いた意見にもあるが、「やむを得ない場合を除き・・・努める」「やむを得ず全面通行止め」等は、施行者側に有利な、逆に言うと住民にとっては不利益が生じる可能性が高いと思います。そのために確認書を作るのだと思います。</p> <p>▶会長 今のお返事は、心配されている事については、誠意をもって“やりますよ”と言うお返事と思えますかいかがですか?</p> <p>→今のような場面が、やむを得ない場面です。変えないと言われればこちらから変えようという提案ができなくなります。本当にやると言うのであれば、文字で表したらどうでしょう。「努める」でなくて「する」と、強い表現に変えませんか?JRさん。</p>	<p>⇒JR 通行止めのお話で「やむを得ない場合」が入っている事にご意見をいただきましたが、林道大島蛇川線の改良工事の際には、勿論出来るだけ通行止めせずに行いますが、道幅の関係や斜面の削り取り等、どうしても通行止めさせていただかないといけない事があります。その時には事後報告でなく、事前に周知させていただいた上で実施していきます。そういった場合を含めて「やむを得ない場合」と表現させていただいています</p> <p>⇒JR 例えば、第3条2項の中で、「一般車両に不便を掛けない様に努めるものとする。」と書いていますが、通行止めをすれば迷惑がかかってしまいます。そういった所は、出来るだけそうしないという意味もこもっておりますので、「努めるものとする」と表現させていただきたいです。</p> <p>⇒JR 補足させていただくと、「一般車両に不便をかけない」と言うのは、個人のお考えですが、工事用車両の後ろに付いてしまった場合に工事用車両は、法定速度を守りますし、なるべくゆっくり走るつもりでおります。急いでいたとしても、なかなか抜かせてもらえない、待避所へ行くまで抜いて行ってもらう事ができない時があります。その時点で、不便がかかったと思われる事もあろうと思います。この文書に違反していると思われる事もあろうと思います。JR東海、施工業者としては、書いてある事はきちんとやっていく中で、そういったご意見があった時には、また対応を考えていくと言う事で「努める」という表現でお願いします。</p>

<p>▶会長 今回の回答でいかがですか？</p> <p>→納得はできないですね。</p> <p>▶会長 というご意見がありますが、他にこの件についてご意見がありますか？ このご意見をいただいた団体以外の団体の方はどうですか？ 質問者の方からは納得できないと声がありました。「努める」は努力義務なので「する」と強い表現にしてほしいという団体の要望ですが、JRとしては、努力義務より進んで「やります」と口頭では説明がありました。どうでしょう JRさん何かありますか。</p> <p>→第3条の最後に、「安全対策を施すものとする。」とあり「努める」と書いてない、同じように全ての項「する」とできるんじゃないですか？ 言い切ってますよ。各項も「する」として何も問題ないんじゃないですか？</p> <p>→他委員 変更案通りで結構です。</p> <p>▶会長 変更をというご意見ですが、他の方はいかがですか？</p> <p>→他委員 この変更案のとおりで了承</p>	<p>⇒JR ここに書いてある事は、きちんとやっていく事はお約束させていただきます。その中でも、皆さんからご意見や苦情をいただく事もあると思います。そういった事に対しては真摯に対応させていただきますので、こういう表現をさせていただきたいと思います。</p> <p>⇒JR 「安全対策を施すものとする」については、普段我々が考えるべきものをきちんと作り上げます。やりますと言う事です。以下については、個人の考え方や気分の話もあり、きちんと対応していても、工事車両の後ろに付いた運転手の方や、ダンプの近くを歩いていた方などの個人の感じ方もあります。感じる部分に対して全て対応出来るかと言うと難しい部分もありますので、JR やJVにご意見をいただいて改善していく余地を含めた表現とさせていただきたいです。</p>
<p>③第8条3項の削除理由をもう一度お願いしたい。</p> <p>→この確認書には、「県道も同じように入っている」「対象となる」と言う事ですね？</p> <p>▶会長 前回提案された条文を変更する箇所の説明があったと思います。表現は難しく、いずれにしても誠意をもって守ってやっていくと言う事が前提にあります。したがって、言葉で縛る事も大事ですが信頼関係も必要だと思います。他にありますか？</p>	<p>⇒長野県 県道については県と協議という条項ですが、この確認書は基本的ルールを記したものです。通行ルートには県道も入っていますが、前文で対象路線は村道と林道となっていて、県道が対象路線となっていないませんでした。県道沿線住民の皆さんはご心配ではないかとなり、あえて「道路管理者」と入れながら、対象路線に県道を入れました。新しく第7条に道路管理者との協議を記載したので、第8条の3を削除しました。</p> <p>⇒長野県 はい。</p>
<p>④南小PTAからの意見で、「同時進行の電力工事にも同様のルールを」とありますが、中部電力との確認書は別に作るんですか？ この中に含まれるのですか？</p>	<p>⇒事務局 中部電力とは別に結ぶ予定です。いま利用路線を詰めている段階ですので、JR 利用路線との重用があるのか不明です。JR・中電・村の3者、中電・村の2者の確認書となるか明言はできません。中電の工事でも工事用車両の通行が確実ですので確認書を結んでいきます。</p>
<p>⑤この確認書締結がいつになるのかという事ですが、ここから先は私の考えです。本体工事についての確認書論議が始まっていない状態です。まずその確認書作りを進めながら、結果としてこの確認書も交わされることが大切です。この確認書だけ先に交わされる事は、私は手順が違ふと思います。本体工事についての確認書が取り交わせるだけの説明をいただいて、資料を提供していただき検討する中で、確認書が取り交わせる段階となりましたら今日の確認書とほぼ同時に取り交わしていったらと思います。事務局の考えを。</p>	<p>⇒事務局 今回示してご意見をいただいた確認書は表題のとおり確認書となっています。坂島工区の発注がされ、それに絡む道路改良工事、工事用車両の通行についての内容です。委員の言う本体工事とは、おそらく本山の部分の指しての本体工事という解釈で述べられていると思います。トンネル掘削が本体工事ですが、トンネル掘削自体は本山が決着しないと着工できない事は事実ですので、村としては準備工事としての待避所工事を中心とした道路改良工事の確認書を取り交わしていきたいという方向で、今回ご提示をして皆様に了解いただければ次の段階に進んでいきたいと考えています。</p>

→説明については理解できました。坂島工区については、ヤード等の案が示されました。質疑はされましたがその確認文書が出来ていないと思います。例えば、発生土を3日に分けて溜めておいて、含有物の調査をする事についても、説明はあって図面もありましたが文書はありません。その確認書を作って納得できたうえで、事前工事確認書も交わされていくべきと私は思いますので、その辺の考え方を教えてください。

→お考えは理解できましたが、私は手順が違うと思いますので、再考願います。もう一度考え直してください。本体工事の説明に使った資料を使っても結構ですので取り交わしをする。村長と名古屋建設部長が印をつきあう契約、言葉を文書にした契約をしないと、言った言わないの世界にもどってしまいます。そういう形を取るべきと私は考えますので、再度考え直してください。

→村としては今の答弁で、よろしいですか？

→反対と取られても仕方ないが、私は新たな提案をしているつもりです。本体工事の確認書を作ったらどうかと言う提案をしたわけです。それに対して、JRは環境保全計画書を村に送り公表しているの、と言われました。村はこれで良いと考えているのかという質問です。

→ はい。理解できました。

⇒JR トンネル工事をどのようにやるか、坂島のヤードをどのようにやるかは工事説明会で説明しております。その後5月17日に環境保全計画書を、工事説明会の内容をそのまま利用するような形で、長野県、豊丘村に提出しております。その環境保全計画書がお約束になりますので、改めて確認書を結ぶことは考えておりません。環境保全計画書が皆様とのお約束と考えております。

⇒JR 長野県、豊丘村にも報告説明させていただき、公表させていただいている環境保全計画書ですので、言った言わないの話にはならないと考えています。環境保全計画に書いてある「工事のやり方」「環境保全のやり方」は、これをもって約束させていただいているとご理解いただきたいと思います。

⇒村長 村としましても本日この委員会にお集まりいただき、ご意見を伺う中で態度を決めていきたいと思っておりますが、今の流れの中ですと質問者以外の方は賛成いただいていると思っております。その流れの中では全員の賛成とはなりません。あくまで坂島工区に対します道の工事であり、発生土の問題はこれからであります。道を作らないと動いていけない事であり、いかに安心安全な工事をやっていただくかという話であります。本日この委員会で、確認書が了承頂ければ次の段階であるJR東海との調印へ持っていきたいと思っております。

⇒村長 既に公表されている事を基に話をしています。認識の差はありますが、村としてはこの委員会の中で了解いただければ粛々と進めていきたいと思っております。議会の5月30日の全員協議会もありますので確認していただきたいと思いますと思っております。

➤会長 全員からのご意見はありませんが、だいたい質問、意見が出たと思います。この対策委員会として、本日提出された確認書について、一部修正された案でどうでしょうか？方向を出したいと思っておりますがいかがですか？ → 了承
それでは、これで良いだろう。JRと村が確認書を結ぶ事に賛成の方は挙手をお願いします。〔挙手全員〕 全員と言う事で確認書を結んでいきたいと思っております。ありがとうございました。村長から発言があります。

⇒村長 今日の委員会の結論をまとめさせていただきたいと思っております。JR東海が発注し、清水建設・大日本土木JVが工事を請け負った「中央新幹線伊那山地トンネル新設（坂島工区）工事」に関連する、工事用車両が通行するための待避所新設などの道路改良工事や坂島ヤード整備、これらに伴う工事用車両通行に関して、JR東海が提示した車両運行ルートとなる田村区や林区の皆様への説明を重ね、また、本日の村リニア対策委員会でも質問や意見が出されるなかで、村リニア対策委員会として今回の確認書については締結していくという了解をいただけたと思っております。

発生土置き場計画地の本山については、解決していない部分もありますので、今回の確認書では、トンネル発生土置き場についての文言は一切記載してありません。

つきましては、坂島工区についての道路改良工事及び工事用車両通行等に関する確認書の締結を、5月30日の全員協議会でも議員の皆様にご確認いただきながら、村とJR東海で来週あたりにも作っていただけると考えております。

村道長沢線・林道大島蛇川線などの改良工事では、地域の方々にはご不便をできる限りお掛けしないようJR・JVも対応させますので、何卒ご理解をお願いします。意見をお寄せいただく中で、村としてもしっかり対応していきたいと思っております。

(2) 現在の進捗状況について

1. JR東海より

① 確認書締結後に道路改良工事を開始できるよう準備作業を進めています。

② 本山発生土置き場に関する環境影響検討について、長野県から助言をいただき、JR東海より対応方針について回答させていただきました。今後、長野県の技術委員会が終了しましたら、豊

丘村リニア対策委員会で説明させていただきます。

➤ 質疑応答 なし

2. 長野県より報告事項 栗林課長

前回報告と変わりなし。坂島工区用地契約済。戸中工区用地交渉中。

➤ 質疑応答 なし

(3) 豊丘村より

○今後の進め方

中部電力関係について、上佐原に建設予定の変電所にかかる工事について、敷地造成の概要と工事用車両の通行ルートについて、現在 関係各区、自治会へ説明会を順次開催しております。この説明会終了後に、このリニア対策委員会での説明をしていただきます。6月下旬から7月上旬となろうかと思えます。また、工程や車両台数など工事の詳細が決定できたら、今回協議をいただいたような確認書について、協議を始めていきたいと思えます。日程が決まりましたらご通知させていただきます。

(4) その他

○本山生産森林組合より連絡

生産森林組合の運営について不備がありました。そこで、JRの所長さんをお呼びし、その場で本山の残土置き場の事に関しては、「一旦撤回します」と報告し、JRの皆さんにも納得していただいています。

新聞記事では、現理事や組合長が意図的に不正をやっているような文章がところどころに見受けられます。私たちは勉強不足で、とても意図的にも出来るような組織ではありません。恣意的にもできません。40年間長い間、本山生産森林組合を守ってきた人たちの事を全く無視して、この組織自体を壊滅に追い込むような姿が見られます。この事を私は非常に憤慨しています。今後、長野県の指導に従って、本山生産森林組合を正常な姿に持ってまいります。今の時期にこういった事がはっきりした事が、私は今になってみると良かったなと思っています。これで正常になれますから。必ずや正常な形の本山生産森林組合を立ち上げていきたいと思っておりますので、皆さんにもご協力願いたいと思っております。

次回 リニア対策委員会開催予定 6月下旬～7月上旬 19:30～ としたい。確認 了承

8. 閉会

○終了時間 午後8時35分